

各

青森県、岩手県、
宮城県、山形県、
秋田県、福島県、
茨城県、栃木県、
群馬県、埼玉県、
千葉県、東京都、
神奈川県、新潟県、
山梨県、長野県、
静岡県

特用林産担当課長 殿

林野庁経営課特用林産対策室長

野生きのこ採取者に関する注意喚起について

平素から、安全な特用林産物の安定供給にあたり、食品中の放射性物質のモニタリング検査の実施、出荷管理及び生産者等への指導等について、特段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

関係都県における昨年の野生きのこモニタリング検査は、8月上旬から11月上旬までの間に行われたところですが、本年の野生きのこの発生見込みについて関係都県に聞き取ったところ、気温、湿度等の条件によっては7月頃から発生する可能性もあるとのことです。

このようなことから、本年も一般市民の皆様も含めた野生きのこの採取者の安全確保を図ることが必要です。

このため、関係都県におかれましては、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部平成24年3月12日改正）に基づき野生きのこの発生初期において放射性物質のモニタリング検査を的確に実施いただき、安全が確保されていない野生きのこの採取を控えるようご指導いただくなど、効果的な注意喚起を行っていただくようお願い申し上げます。

林野庁のホームページ (<http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/kinoko/tyuui.html>) に掲載している「野生きのこを採取される皆様への注意喚起について」を「野生きのこの採取にあたっての留意点」として改訂しましたので、その内容を参考としていただき、地域の野生きのこの種類、流通実態等を踏まえ、ホームページ、広報誌、パンフレット等による情報発信のほか、直売所等への掲示、巡回指導などによる効果的な注意喚起にご協力くださいますようお願いいたします。

今後とも、必要に応じて野生きのこのモニタリングの状況等について随時情報提供をさせていただきますので、引き続き安全な特用林産物の安定供給について御協力を賜りますようお願いいたします。

<担当>

林野庁経営課特用林産対策室

TEL: 03-6744-2289 FAX: 03-3502-8085

・板垣 靖 (yasusi_itagaki@nm.maff.go.jp)

・牛尾 光 (hikaru_ushio@nm.maff.go.jp)

・大山昇二 (syouji_ooyama@nm.maff.go.jp)

・中尾光子 (mitsuko_nakao@nm.maff.go.jp)